

会の正式名称を記入

★申請時に必要です

<参考>

の運営に関する会則

(名称)

会の正式名称を記入

第1条 この会の名称は、 という。

(目的)

第2条 この会は、

自主的、自発的に学習する、また、公民館と連携して活動の輪を広げ、生涯学習の発展に寄与するといったことを目的の中に入れて書いてください。

目的とする。

(活動)

活動する公民館名を記入

第3条 この会の目的を達成するため、 公民館で次の活動を行う。

- 1)
- 2)
- 3)

通常の講座内容、展示会、発表会の開催
研修会、学習会の実施
ボランティア活動の実施（年何回か福祉施設等での公演）
公民館事業等への参加 など

(会員)

第4条 この会の会員は本講座の目的に賛同する者で、市内在住者および在勤者をもって構成することを原則とする。

2 会員は、**会費を納入しなければならない。**

(会費)

第5条 会費は、**月額** 円とする。

2 会費は**毎月** 日までに納入しなければならない。

(謝礼)

第6条 この会の講師の謝礼は、**月額** 円とする。

個人単位の金額でなく、会としての謝礼を記載する。
社会教育活動であることを十分認識し、会員話し合いの中で金額を決める。
金額の決定に当たっては、営業とみなされないことがないよう低額にすること。
会費や講師謝礼が無い場合
項目そのものを削除するか、0円と記入してください。

(運営)

第7条 この会の運営は、会費およびその他の収入をもって当てる。

2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

事務上の関係からこの期間を会計年度にするようにしてください。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

会 計 1名

※実際に置いている役職のみ記入し、不要な役職は削除してください。

複数でも可

2 役員の任期は、 年とする。

年数を記入する。
短期間にし、会員が交代であるほうが望ましい。

(選出)

第9条 会長および会計は会員の中から選出する。

2 副会長は、会長が指名する。

指名でなく会員の中から選出することも可

(職務)

第10条 会長は、会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長に事故あるとき、または欠けたときに、その職を代理する。

3 会計は、会の会計事務を処理する。

(会議)

第11条 この会の会議は、年度始めおよび終わりに開催する。

2 会長が必要と認めたときは、随時会議を開催することができる。

附則 この会則は 平成23年 4月 1日 より適用する。

平成25年 4月 1日 改正

平成29年10月 1日 改正

令和2年 4月 1日 改正

会則を適用した日付は、文化講座として初めて承認された初年度の年月日です。

次年度以降に会則を変更した場合は、初年度の年月日が記入された次の行に改定年月日を書くようにしてください。

初年度から会則に一切変更がない場合は、附則欄は初年度の適用年月日のみ記入となります。

※文化講座として何年間ご活躍されているかの目安となります。